

(厚生労働委員会)

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案(衆第二号)(衆議

院提出)要旨

本法律案は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期間を、平成二十四年九月三十日まで二年間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。